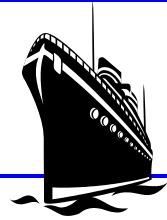


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

国際海上コンテナ陸上運送新安全輸送ガイドラインについて

コンテナ陸上輸送の安全を確保するために、国土交通省が「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を公開していることについては、過去のニュースでも取り上げてきました（2009年6月10日号、2010年4月14日号、2012年6月13日号等ご参照ください）。

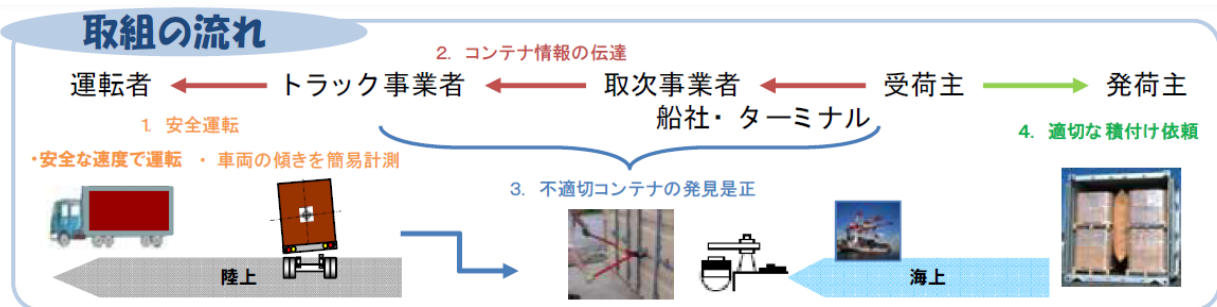
国土交通省は2013年6月28日に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の改定及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の策定について公開し、2013年8月1日以降これらの内容が各関係者において確実に運用されることを求めています。本号では当該ガイドライン・マニュアルの概要について紹介します。

1. ガイドライン・マニュアルの概要

(1) 背景・目的

国際海上コンテナの陸上輸送については、コンテナ内における貨物の積み付け状況、コンテナ総重量等の正確な情報が、トラック運転手まで十分に伝達されていないため、不適切な積載等を要因とする横転事故の発生、荷崩れ事故等の緊急時における対応の遅れや二次災害発生の危険性等の問題があるとの指摘が従前からなされていました。こうした問題を抱える国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策強化のため、荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等（取次事業者、海運貨物取扱事業者及び利用運送業者）、トラック事業者、運転者が、それぞれ取り組むことが望ましい措置についてガイドラインが策定されました。あわせて、ガイドライン記述事項を実施するために具体的に取り組むべき内容が記載されたマニュアルも作成されています。

(2) 国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために関係者が実施すべき主な取組



1. コンテナトレーラーの安全運転（トラック事業者、運転者）

- ・コンテナの状態を目視確認、必要に応じて車両の傾きの簡易計測を実施
- ・緊締ロックを徹底し、安全な速度で運転

⇒常に安全な状態で運送

2. コンテナ情報の伝達（受荷主・取次事業者等）

- ・重量、品目、梱包等の情報伝達（運送依頼書にコンテナ情報を日本語で転記）
- ・危険物等に関する情報伝達、イエローカードの携行

⇒中身が分からないまま運送することを防止

3. 不適切コンテナの発見及び是正のための措置（全ての関係者）

- ・入港前までの書面による事前確認
- ・入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正（輸送関係者の協力が不可欠）

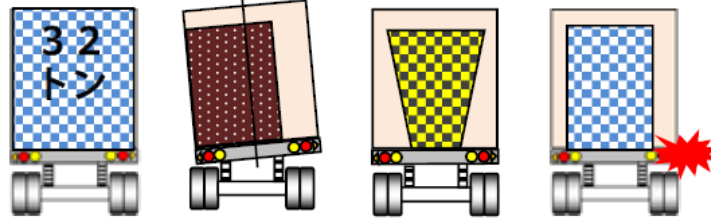
⇒不具合への対応を円滑化し、水際で不適切コンテナを排除

4. コンテナへの貨物の適切な積付け

- ・ 輸入コンテナの発荷主への適切な積付けの依頼
 - ・ 輸出コンテナの適切な積付け（貨物の容積・重量・強度・性質に応じた仕分け・積付け 等）
- ⇒ **不適切コンテナの発生防止**

※不適切コンテナとは過積載、偏荷重、高重心、其他不具合をいいます。

- ①過積載 ②偏過重 ③高重心 ④損傷等※



※緊締装置の損傷、内容物の漏れなど、安全に輸送できない状態。

2. これまでの経緯

- 平成 13 年 9 月：国土交通省、警察庁、財務省、経済産業省、厚生労働省、消防庁の関係省庁と関係労組において意見交換を開始。
- 平成 14 年 2 月：社団法人全日本トラック協会海上コンテナ部会長より関係団体に対し、海上コンテナ安全輸送に関するお願いを发出。
- 平成 16 年 6 月：自動車交通局長、海事局長、政策統括官の連名にて関係団体に対し、安全輸送に関する要請を发出。
- 平成 16 年 12 月：「要請」の実効性に関する調査を実施。
- 平成 17 年 3 月：国土交通省等の国際物流関係 7 省庁が、国際物流全体の諸施策を掲示した「安全かつ効率的な国際物流の実現のための施策パッケージ」を策定。
- 平成 17 年 8 月：当該パッケージの施策目標を実現させるため、「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」及び「同企画調整委員会」を設置。また、同企画調整委員会の下に、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」を始めとする施策別の 4 つのワーキングを設定。
- 平成 17 年 9 月：第 1 回「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」を開催し、ガイドライン策定に向けた検討を開始。（この間、関係団体からのヒアリング、関係者との調整を実施）
- 平成 17 年 12 月：第 2 回「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ワーキング」において、ガイドラインを策定。
- 平成 22 年～24 年：国土交通省の「国際海上コンテナトレーラーに係る事故防止対策推進事業」において実証実験による技術的検討やコンテナ情報の伝達に関する実態調査等を実施。
- 平成 25 年 6 月 28 日：平成 22 年から 3 年間の実証実験による技術的検討や実態調査を踏まえ、ガイドラインを改正し、マニュアルを策定。

3. 今後のスケジュール

- 平成 25 年 8 月 1 日：ガイドライン・マニュアルの運用開始。
- 平成 25 年秋以降：当該ガイドライン・マニュアルの周知・運用状況についてのフォローアップ開始。

<参考文献一覧>

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

以 上